

参考資料 1

平成 21 年民間企業における夏季一時金に関する臨時調査の概要

1 調査の目的

民間の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を緊急に把握するため実施した。

2 調査期間

平成 21 年 4 月 16 日（木）～ 4 月 30 日（木）（18 日間）

3 調査の範囲

職種別民間給与実態調査の対象企業（企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の全国民間企業のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究期間及び広告業、その他の生活関連サービス業および政治・経済・文化団体）」に分類された企業）で、佐賀県人事委員会が佐賀県内に本社のある企業など調査担当となっているすべての企業 200 社

4 調査の方法

郵送調査（必要に応じ、電話で内容を確認）

5 調査の主な内容

- （ 1 ） 本年夏季一時金の支給決定状況（妥結の有無）
- （ 2 ） 本年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金
- （ 3 ） 前年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金

6 集計企業

168 社（調査完了率 84.0%）

7 集 計

企業割合、県内従業員割合及び対前年増減率について、別添のとおり集計を行った。

第1表 企業規模別調査対象企業数等

その1 企業規模別調査対象企業数・集計企業数及び調査完了率

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
調査対象企業数	社 200	社 10	社 8	社 10	社 123	社 49
集計企業数	168	7	7	8	106	40
調査完了率	84.0%	70.0%	87.5%	80.0%	86.2%	81.6%

(注) 上記集計企業のほか、回答はあったが、ボーナス制度が存在しない企業等集計から除外した企業が6社あった。

その2 産業別、企業規模別調査対象企業数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	社 15	社 1	社 0	社 1	社 5	社 8
製造業	99	3	6	5	58	27
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	28	2	1	1	13	11
卸売業、小売業	9	0	0	2	5	2
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	4	1	1	0	2	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	45	3	0	1	40	1

その3 産業別、企業規模別集計企業数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	社 12	社 1	社 0	社 0	社 5	社 6
製造業	81	1	5	4	48	23
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	24	1	1	1	11	10
卸売業、小売業	7	0	0	2	4	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	4	1	1	0	2	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	40	3	0	1	36	0

第2表 夏季又は年間一時金の決定状況

その1 企業規模別夏季又は年間一時金の決定状況等

企業規模	集計企業数	決定済企業数		未定企業数
		夏季一時金	年間一時金	
計	社 168	社 19	社 7	社 142
3,000人以上	7	3	1	3
1,000人以上 3,000人未満	7	1	2	4
500人以上 1,000人未満	8	2	2	4
100人以上 500人未満	106	11	2	93
100人未満	40	2	0	38

(注) 「決定済企業」とは、調査時点で一時金の支給額等が労使交渉等により決定している企業をいう。(以下第4表までにおいて同じ。)

その2 産業別夏季又は年間一時金の決定状況等

産業	集計企業数	決定済企業数		未定企業数
		夏季一時金	年間一時金	
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	社 12	社 2	社 0	社 10
製造業	81	11	4	66
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	24	2	0	22
卸売業、小売業	7	1	0	6
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	4	0	1	3
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	40	3	2	35

第3表 夏季一時金決定済企業の状況

その1 企業規模別夏季一時金決定済企業の企業割合及び県内従業員割合

企業規模	夏季一時金決定済企業 企業割合	夏季一時金決定済企業 県内従業員割合
計	11.3%	18.6%
3,000人以上	42.9%	34.2%
1,000人以上 3,000人未満	14.3%	27.8%
500人以上 1,000人未満	25.0%	43.6%
100人以上 500人未満	10.4%	15.1%
100人未満	5.0%	4.2%

(注) 「企業割合」及び「県内従業員割合」は、夏季一時金決定済企業の調査実数により算出したものである。
(その2の表において同じ。)

その2 産業別夏季一時金決定済企業の企業割合及び県内従業員割合

産業	夏季一時金決定済企業 企業割合	夏季一時金決定済企業 県内従業員割合
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	16.7%	30.8%
製造業	13.6%	28.6%
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	8.3%	10.7%
卸売業、小売業	14.3%	12.2%
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	0.0%	0.0%
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	7.5%	5.5%
[非製造業]	9.2%	9.4%

第4表 夏季一時金決定済企業の対前年増減率等

その1 企業規模別夏季一時金決定済企業の対前年増減率

企業規模	夏季一時金決定済企業 対前年増減率
計	17.7 %
3,000人以上	12.2 %
1,000人以上3,000人未満	0.0 %
500人以上1,000人未満	21.0 %
100人以上500人未満	22.0 %
100人未満	5.7 %

(注) 「夏季一時金決定済企業対前年増減率」は、夏季一時金決定済企業19社における一時金支給総額により算出したものである。(以下第4表において同じ。)

その2 産業別夏季一時金決定済企業の対前年増減率等

産業	夏季一時金決定済企業対前年増減別企業数					産業別 対前年 増減率
	増額	増減なし	減額			
			20%未満	20%以上 40%未満	40%超	
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	社	社	社	社	社	0.0%
製造業	2	1	3	2	3	22.9%
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業			1		1	28.5%
卸売業、小売業			1			13.3%
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業						-
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	1	2				2.7%
[非製造業]	3	5	2	0	1	1.5%

その3 産業別の従業員割合及び対前年増減率

産業	集計企業における 県内従業員割合	夏季一時金決定 済企業における 県内従業員割合	夏季一時金決定済企業 対前年増減率
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	5.6%	9.2%	0.0 %
製造業	47.9%	73.8%	22.9 %
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	10.0%	5.7%	28.5 %
卸売業、小売業	3.5%	2.3%	13.3 %
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	2.9%	-	-
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	30.1%	9.0%	2.7 %
産業計	100.0%	100.0%	

参考資料 2

給与減額と支給月数の一部凍結措置を行うと仮定した場合の凍結額との比較

特例条例による減額の6ヶ月分相当額と今回人事院勧告で言及されている支給月数の一部凍結という暫定的な措置を行うと仮定した場合の凍結額を比較した結果は、下表のとおりである。

モデル	扶養親族	減額6ヶ月分相当額	凍結額
係員(28歳)	独身	51,048円	42,540円
係長(45歳)	配偶者、子2人	88,848円	82,392円
課長(56歳)	配偶者	175,770円	104,139円
本部長(57歳)	配偶者	265,344円	136,474円

注 モデルの減額6ヶ月分相当額及び凍結額は、係員は行政職給料表2級の在職者の中位の号給、係長は同表4級の在職者の中位の号給、課長は同表7級の在職者の中位の号給、本部長は同表9級の在職者の中位の号給のそれぞれの給料月額を基礎に計算(在職者は平成20年4月現在の在職者)